

65歳以上の方の新しい介護保険料が決まりました

65歳以上の方の平成21年度から平成23年度までの介護保険料については、高齢化の進展や利用者のニーズを踏まえ、さらに介護従事者の処遇改善などを柱とした介護報酬の増額改定を反映した結果、基準月額を**3,873円(106円増・2.8%増)**としました。

ただし、介護報酬の増額改定に伴う上昇分については、国が段階的に負担するため、平成21年度の基準月額は平成20年度と同額に据え置き、2年をかけて段階的に引き上げ、最終年度の平成23年度に基準月額である3,873円になります。

また、所得段階については、第4段階と第5段階をそれぞれ2つに分割し、それぞれの段階の中でも所得の低い方に対する保険料率を下げることにより負担軽減を図りました。その一方、400万円以上の所得を有する方に対する保険料率を1.5から1.74に引き上げ、保険料設定をこれまでの6段階から8段階9階層に設定しました。

平成23年度の基準月額は、3,873円

平成21年度の基準月額は、3,767円 平成22年度の基準月額は、3,820円

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)	20年度保険料
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金 ^{*1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.5	21年度 22,600円	第1段階 (基準額×0.5) 22,600円
			22年度 22,900円	
			23年度 23,200円	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{*2} の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	21年度 22,600円	第2段階 (基準額×0.5) 22,600円
			22年度 22,900円	
			23年度 23,200円	
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×0.75	21年度 33,900円	第3段階 (基準額×0.75) 33,900円
			22年度 34,400円	
			23年度 34,800円	
【新設】 第4段階 (特例)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.91	21年度 41,200円	第4段階 (基準額) 45,200円
			22年度 41,700円	
			23年度 42,300円	
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	21年度 45,200円	45,200円
			22年度 45,800円	
			23年度 46,500円	
【新設】 第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.16	21年度 52,500円	第5段階 (基準額×1.25) 56,500円
			22年度 53,200円	
			23年度 54,000円	
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	21年度 56,500円	56,500円
			22年度 57,300円	
			23年度 58,200円	
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.5	21年度 67,800円	第6段階 (基準額×1.5) 67,800円
			22年度 68,700円	
			23年度 69,800円	
【新設】 第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.74	21年度 78,700円	67,800円
			22年度 79,700円	
			23年度 81,000円	

※1 老齢福祉年金とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金のことです。

※2 合計所得金額とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた金額のことです。

平成21年4月から介護サービスの利用料が引き上げられます。

介護従事者の人材不足が社会問題化していることから、介護従事者の処遇改善と質の高いサービスの安定的な提供を目的に、介護報酬が引き上げられることになりました。これに伴い、介護サービスを受けた際に事業者へ支払う1割の自己負担額も、平成21年4月利用分から引き上げられます。詳しくは担当のケアマネジャーまたはサービス事業所にお問い合わせください。

問合先 健康推進課 介護保険担当 ☎(46)5113